ＴＲＥＥ訪問介護ステーション

訪問介護事業所 運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社ＴＲＥＥが開設するＴＲＥＥ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問介護、総合事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者、高齢者日常生活支援研修等修了者を含めた訪問介護員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　訪問介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

２　総合事業の提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　総合事業の提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　ＴＲＥＥ訪問介護ステーション

（２）所在地　　札幌市中央区大通西七丁目２番地２アセットプランニング大通ビル１０Ｆ

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）従業者

ア　サービス提供責任者　　２名

サービス提供責任者は、以下の職務を行う。

（ア）訪問介護計画、総合事業計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

（イ）利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者等と連携を図るとともに、居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

（ウ）訪問介護員又は高齢者日常生活支援研修等修了者（以下「訪問介護員等」という。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

（エ）訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導等、その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

イ　訪問介護員等

訪問介護員等は、サービスの提供に当たる。

（ア）訪問介護員　　2.5名以上（常勤換算）

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。
（２）営業時間　９：００～１８：００とする。
（３）電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）
第６条　事業の内容は次のとおりとする。
［訪問介護、総合事業］
（１）身体介護
（２）生活援助

［総合事業］
（１）生活援助

（利用料その他の費用の額）
第７条　訪問介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。総合事業の事業を提供した場合の利用料の額は、介護予防･日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
２　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル当たり３００円を徴収する。
３　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、札幌市内全域とする。

（緊急時等における対応方法）
第９条　従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第10条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）
第11条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（１）採用時研修　　採用後６か月以内
（２）継続研修　　年１回
２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 TREE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、Ｒ７ 年 7月 １日から施行する。